参考1

~ 不法投棄のないまちへ"不法投棄監視サポーター"募集します ~

不法投棄のない^{*}まち、を目指すため、「小美玉市不法投棄等監視サポーター」を募集します。 不法投棄をなくすには、地域全体での監視体制を強化する必要があります。通勤や買い物、散歩な ど、日常生活の中での不法投棄監視にご協力ください。

■対象者

市内に住所を有し、地域の環境美化及び保全に理解と関心を有する方

■活動内容

日常生活において,不法投棄と思える現場を発見した時などに市に情報提供をお願いします ■募集期間

随時受付

■登録期間

3年(ただし登録した当該年度から起算します)

■応募方法

・登録用紙は環境課窓口またはインターネットから取得できます

- ・登録申込書に必要事項を記入し、環境課に提出ください
- ・応募は、電子申請(右QRコード)・FAXでもお受けします
- ■その他
 - ・本監視サポーターは、ボランティアのため、報酬はありません
 - ・監視サポーターの方には、協力できる範囲で以下の対応もご協力をお願いします
 - ・ポイ捨て等の軽微な不法投棄物の回収作業にご協力ください
 - ・啓発看板等を必要に応じて配布します(設置は自己対応となります)

"不法投棄監視通報システム"を運用開始します ~

不法投棄(ポイ捨て等を含む)は日々発生しており、昨年度、小美玉市では約160件の投棄事案 に対応したほか、道路沿い等のごみを約7t回収しました。

こうしたなか、これまでより地域住民の方の啓発を図り、身近な監視体制を強化できるよう、イ ンターネットによる通報システムを構築しました。不法投棄の撲滅に向けて 引き続き、市民の皆様のご理解ご協力をお願いします。

なお、本通報システムによる対応に関して,通報者の方に問合せをさせて いただく場合があります。また,通報後の事後対応については原則お答えい たしません。あらかじめご了承願います。

個人の土地に不法投棄された廃棄物の処理は土地所有者の責務となる場合 があります。本システムの運用を通じて、市が個人の土地の投棄物等を回収 することはありません。



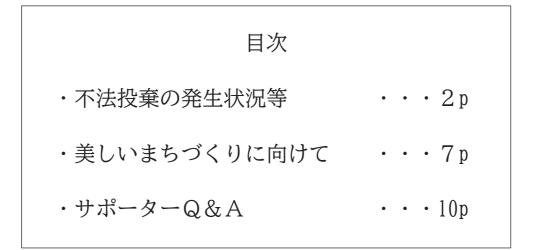
登録用 QR コード

通報用 QR コード

参考2

小美玉市

不法投棄監視サポーターの手引き



令和3年度版

小美玉市 市民生活部 環境課 廃棄物対策係

不法投棄の発生状況等【令和2年度実績】

小美玉市 環境課 廃棄物対策係

(単位:回)

令和2年度の不法投棄の発生及び対応状況は以下のとおりです

1. 発生状況

通報を受けて対応した, 主な事案別の発生件数

【月別】

													<u>ж'н</u> /
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	З	計
不法投棄	8	9	17	4	9	6	11	14	13	9	15	18	133
野焼き	4	4	1	2	4	4	1	9	5	5	10	9	58
へい獣 <u> </u> 処理	26	13	15	28	24	24	25	15	24	15	13	17	239
その他	3	2	2	5	6	3	-	-	3	1	2	2	29
計	41	28	35	39	43	37	37	38	45	30	40	46	459

【地区別】

(単位:回)

月	小川地区	美野里地区	玉里地区	計	
不法投棄	48	67	18	133	
野焼き	20	34	4	58	

不法投棄作業員による、不法投棄物の回収状況(クリーンセンター等搬入分)

			× • ,	1 1-1-1					/ *	<u> </u>			/ / /
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
活動日	13	11	13	13	13	12	14	14	14	12	11	17	157
小川	820	110	-	290	420	40	-	230	230	-	-	570	2,710
美野里	-	290	740	270	-	140	620	230	230	600	660	350	4,130
玉里	-	50	-	-	-	160	-	-	-	140	-	-	350
計	820	450	740	560	420	340	620	460	460	740	660	920	7,190
												(畄/	<u> た・K a)</u>

(単位:Kg)

主な不法投棄等の発生・対応状況

不法投棄された処理困難物等の処分状況

当該年度に処分した数量。 ※発生した数量とは異なる

廃家電

	(単位:台)
品目	数量
冷蔵庫	49
洗濯機/乾燥機	40
テレビ	78
エアコン	7
計	174

タイヤ

(処単位:本)

品目	数量
乗用車用	180
トラック用	-
計	180

その他処理困難物

	(単位:Kg)
品目	数量
廃プラ等(kg)	-
ゴムクローラ等(kg)	5,820

※上記には、一斉クリーン作戦にて回収されたものを含む

2. 対応状況

回収(不法投棄作業員)

・週3回の回収業務を行う作業員による収集量 7.2 t / 年 ※主に幹線及び生活道路等の投棄ごみを回収

配布した備品等

・看板(不法投棄)		252個
・看板(ペット糞)		93個
・ダミーカメラ,センサー等		99個
・木杭		212本
・回収用ごみ袋	13,	400枚

不法投棄の傾向

- ・粗大ごみ(廃家電等含む)、建築廃材などが、人目の付きにくい場所や時間帯に 散発的に発生。(量はトラック荷台1台分程度)
- ・軽微な生活ごみのポイ捨てについては、発生ごみの内容や場所等の状況におい て、一定の規則性がみられることから、常習者による傾向がみられる
- ・処分に費用を要するもの(廃家電、ゴムキャタ、処理困難物など)
- ・産業廃棄物
- ・粗大系の生活品 ※違法な廃品回収業者

今後の不法投棄の抑止に向けて

- ・地域住民の皆さんをはじめ、警察や茨城県不法投棄所管課など不法投棄に係る
 関係行政機関との連携が欠かせません
- ・不法投棄の被害者にも監視者にもなり得る地域住民の皆さんへの継続的な啓発
 活動として広報紙やウェブサイト等により幅広く情報提供を行いながら、地域
 一丸での監視体制を強化していきます

3. 具体事例



小川地内 生活ごみ 埋立て



柴高地内 廃家電 生活道路



中延地内 建築廃材 市道



羽鳥地内 ポイ捨てごみ 側道沿い



竹原地内 粗大ごみ 民地



中延地内 廃家電 園部川沿い



建築廃材 テクノパーク内道路



寺崎地内 廃家電 生活道路



小岩戸地内 市道 ゴムクローラ



川中子地内 家庭ごみ 園部川沿い



張星地内



倉数地内 砕石等 民地

美しいまちづくりに向けて(不法投棄の撲滅)

廃棄物(ごみ)の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が土壌 や地下水、河川に浸透するなど環境問題にもつながりかねない重大な犯罪行為です。 絶対に行わないでください。

不法投棄対策を強化するうえで,市民の皆様の協力が何より大事です。地域ぐるみ で自分たちのまちを監視し,お互いに地域環境の美化保全を図る取組みが最も大切で す。

不法投棄とは

- 不法投棄・・・廃棄物を定められたルールに従って適性に処理せず,処分場以外の 山林や原野,空き地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為(以下 一例)です
 - ・ 農地や山林などに廃棄物をトラックで運んで捨てる
 - 資材置き場などに廃棄物を野積みにしたまま放置する
 - ・ 空き地などに廃棄物をダンプで運んで重機で穴を掘って埋める
 - ・ 空き倉庫や工場跡地などに硫酸ピッチなどの有害な廃棄物を持ち込む
 - 道路沿いにタバコの吸い殻や空き缶などをポイ捨て

不法投棄には厳しい罰則

不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は、3 億円以下)の罰金、またはその両方の罰則が科せられます (廃棄物処理法第 25 条)



(出典 NHK NEWS WEB 5/21)

土地所有者の責任

土地の所有者(管理者)は、自分の土地に不法投棄をされた時は、捨てた者が不明 な場合、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません

日頃から,こまめに草刈りをして清潔に保つようにし,みだりに人が立ち入れない ように囲いを設置するなどして,土地の管理には十分に注意してください

(廃棄物処理法 第5条 清潔の保持)

第5条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には,管理者とする。)は,その占 有し,又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない

市の不法投棄防止対策

不法投棄を未然に防止するため、次のような活動を実施しています

- ・ 不法投棄防止用警告看板の配布
- ・ 危険な場所への監視カメラの設置
- ・ 職員等によるパトロール及び回収作業
- ・ 広報紙、ウェブサイトによる啓発活動
- ・
 警察や県等関係機関との連携

こんなときは!

甘い言葉に注意

甘い言葉でだまし,私欲のために不法投棄をする悪質な業者が増えています 見知らぬ業者から話しを持ちかけられたときは,十分ご注意ください (以下一例)

- 例1) 土地を資材置き場として貸したところ,廃棄物が持ち込まれるようになり, 事情を確認したが、一時的な保管ですぐ撤去するとの答えだったので信用していたら、廃棄物の山が残されたまま放置された
- 例2) 『無料で土地を造成しますよ』と話しを持ちかけられたため、いい話だと思い土地の造成をお願いしたところ、不適正な残土の処分の場所に使われ、 重機で穴を掘って廃棄物を埋められた
- 例3) 便利屋(違法な廃品回収)などを装い『ごみを安く処分しますよ』と言って、有料で引き取ったごみを適正に処分せず少し離れたところに捨ててしまう
- ⇒ 『土地を貸してほしい』と話を持ちかけられたときは、相手方をきちんと調査し、使用目的などを明確にした上で賃貸借契約を書面で結ぶことが重要です
- ⇒ 土地の造成をするには、法令等による規制があったり、許可等が必要であったりするので、依頼する前に必ず担当窓口へご相談ください
- ⇒ 大型のごみや多量のごみを処分する場合は、信頼できる専門業者(許可業者) に依頼するようにしてください

不審な現場を見た

以下のような不法投棄の疑いのある現場を見かけ,不審に思ったときは下記へご連 絡ください

- ・ 工事現場でもないのに, 重機を使って不自然な穴を掘っている
- ・ 廃棄物の処理場でもないのに、農地や山林に廃棄物が多量に集められている
- ・ 早朝や深夜に見かけないダンプが出入りしている
- ・ 空き地などの周囲に突然高い塀が作られた

不法投棄者を見た

"不法投棄をしている者を発見した"または"不法投棄をした者が特定できそうな 証拠品を見つけた"ときは、「日時」・「場所」・「投棄物の種類」・「投棄者の特 徴」・「車のナンバー」など分かる範囲で記録してください

※ 不法投棄された廃棄物は現状のままにしておいてください

※ 投棄者に直接接触することは危険です。絶対に避けてください

【平日】夜間休日を除く (受付時間:8:30~17:15)

◎茨城県 県民生活環境部 廃棄物規制課 不法投棄対策室

不法投棄 110 番 TEL:0120-536-380

廃棄物対策課 TEL029-301-3033 県央環境保全室 TEL029-301-3047

◎小美玉市 環境課 TEL0299-48-1111 内線 1144・1145

【平日夜間休日】

◎石岡警察署 生活安全課 TEL0299-28-0110

関係行政機関

県央環境保全室	TEL	029-301-3044	環境汚染,公害防止
示大场况际土主	ILL	029-301-3047	不法投棄
県廃棄物規制課 不法投棄対策室	TEL	029-301-3033	不法投棄,産廃許可
小川地区 交番	TEL	0299-58-2006	小川地区
美野里地区 交番	TEL	0299-48-0110	美野里地区
玉里 駐在所	TEL	0299-58-2385	玉里地区
水戸土木事務所 道路維持課	TEL	029-225-1316	県道・国道 355 号管理
常陸河川国道事務所	TEL	029-841-0928	国道6号管理
NEXCO 東日本 関東支社 谷和原事務所	TEL	0297-52-1491	高速道路管理
NEXCO東日本トラステ 谷和原管理出張所	TEL	0297-52-2820	同处坦ជ日圩
霞ヶ浦河川事務所 麻生出張所	TEL	0299-72-1428	霞ケ浦 湖岸管理

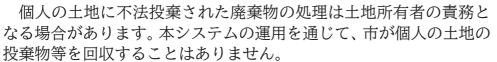
"小美玉市不法投棄監視通報システム"を運用しています ~

不法投棄(ポイ捨て等を含む)は日々発生しており、昨年度、小美玉市では約160件の 投棄事案に対応したほか、道路沿い等のごみを約7t回収しました。

こうしたなか、これまでより地域住民の方への啓発を図り、身近な 監視体制を強化できるよう、インターネットによる通報システムを構 築しました。

不法投棄の撲滅に向けて引き続き、市民の皆様のご理解ご協力をお願いします。

なお、本通報システムによる対応に関して,通報者の方に問合せを させていただく場合があります。また,通報後の事後対応については 原則お答えいたしません。あらかじめご了承願います。





通報用二次元コード

小美玉市不法投棄監視サポーターQ&A

- <u>問 不法投棄監視サポーター制度を設けるのは何のためですか</u>
 - ⇒ 現在,市内で様々な不法投棄が発生していますが,市では市民の方から通報を受けて対応に当たっています。

早期に発見し対応することで被害を最小限にとどめることが可能と なります。このため、各地域にお住いの皆さんの情報提供が重要となり、 市への情報提供を円滑にするため、サポーター制度を設けることにし ました。

- 問 年間どれくらい不法投棄が発生しますか
 - ⇒ 令和元年度の実績では、市として年間160件の投棄事例(主なものに限る)に対応しました。また、市の回収作業員が回収する量は、近年では年6~7tになります。
- 問 サポーターは具体的に何をするんですか
 - ⇒ 散歩やジョギング,車などを使った移動など,こうした日常生活の中で、見聞きした不法投棄に関する情報などを市にご提供ください。 不法投棄に特化した見回り活動などをお願いするものではありません。
- <u>問 不法投棄の現場を見かけた場合、どの程度の情報を伝える必要がありま</u> <u>すか</u>
 - ⇒ わかる範囲で構いません。お寄せいただいた情報を参考にし、必要に応じて、市で現地確認をし対応します。また所管の関係機関に情報提供する場合もあります。
- <u>問 見かけた不法投棄の現場に立ち入ることは可能ですか</u>
 - ⇒ 個人の私有地などに勝手に立ち入ることはできません。また,投棄者 に直接接触し注意することは危険ですので絶対に避けてください。

問 市への情報提供の方法を教えてください

⇒ 電話, FAX, 電子申請(通報システム)がご利用で きます。電子申請はスマートフオンなどから送信でき ます。電話の場合は,平日8時30分から17時までと なります。



通報用二次元コード

- 問 通報した情報の事後対応について教えてもらえますか
 - ⇒ その後の対応については個人情報の取扱いも含まれるため、原則、情報提供者の方にはお伝えできません。
- <u>問 私有地に不法投棄されたごみの撤去は実施してくれますか</u>
 - ⇒ 不法投棄物の処分は、法律の規定において、投棄者が不明の場合、土 地の所有者または管理者が自ら行うこととされます。原則、市では撤去 できません。

問 道路に不法投棄されたごみの撤去は実施してくれますか

- ⇒ 現地確認のうえ回収対応しています。なお,道路管理者が県または国の場合などは、市から各道路管理者に情報提供します。
- <u>問いつもポイ捨てされる場所があるので、看板を設置したい</u>
 - ⇒ 環境保全市民会議で作成した看板を提供しますのでご相談ください。 ただし、ご自身での設置や設置後の管理をお願いします。
- 問いつもポイ捨てされる場所があるので,ごみを回収したい
 - ⇒ 多量の場合または定期的に実施する場合などは、回収袋を提供しま すのでご相談ください。

お問い合せ先 小美玉市 市民生活部 環境課 廃棄物対策係 TEL 0299-48-1111 内線 1144・1145 FAX 0299-48-1199 Mail kankyo@city.omitama.lg.jp

参考3

地域の環境美化・清掃活動(クリーン作戦)に参加しませんか

小美玉市では、年間約7,000Kgのごみが道路周辺に捨てられています。

地域の環境美化をより一層進めるために、多くの方のご理解ご協力が欠かせません。

こうしたことから、各地域で清掃活動に取り組む団体に対して、ごみ袋の提供等を通じて環境美化活動を幅広く支援します。

多くの方に地域の清掃活動にご参加いただき、環境美化保全への関心を深めながら、ポ イ捨てのないきれいなまちにしていきましょう。

実施時期

- ・一斉クリーン作戦実施日(5月第4週の日曜日、12月第1週の日曜日)
- ・不法投棄強化月間(6月、11月)
- ・その他(各団体が独自で活動する場合)

対象団体

・行政区、子ども会、スポーツ少年団、老人クラブ、学校、企業、官公庁、 福祉施設、ボランティア団体など

実施場所

・市内の道路、河川、公園等

回収対象

- ・市が提供するごみ袋に入る大きさでポイ捨てされたごみ
- ・回収したごみは市が定める区分ごとに分別してください
- ・粗大ごみ、家電、タイヤ等の大型のものは対象外(事務局に状況を報告ください)

申込・報告

- ・実施する5日前までに実施計画書(様式1)を提出ください
- ・計画書の提出の際に、必要な方には回収用ごみ袋を提供します
- ・実施後10日以内に実績報告書(様式2)を提出ください

【事務局】

小美玉市環境保全市民会議 事務局(小美玉市 環境課 廃棄物対策係) 〒319-0192 小美玉市堅倉 835 本庁舎1F TEL:0299-48-1111(内線1144 1145) FAX:0299-48-1199 MAIL:kankyo@city.omitama.lg.jp

クリーン作戦 実施計画書

実施日の5日前まで、事務局までご提出ください(FAX・mail 可) ※初回の開催の場合は、10日程度前までに事務局にご相談ください

可体名		担当者」	氏名			
山平石		電話者	昏号			
団体所在地	※担当者の住所でも可					
実施日時	年 月 日() ※延期または中止した場合は		-		時まで	
実施場所	※地図を添付してください			者数		人 5名以 上
実施内容	※主な取り組みの内容を記入・	ください				
ごみ処分方法 ※事務局に 相談ください	 □ 集積所に出す □ 処理施設に自己搬入する(打) □ 回収を希望する (打) ※該当するカ所にチェック 				月日)	
ごみ袋 配布希望枚数	(燃やすごみ用) (不燃・資源ごみ用) ※別紙、市の分別区分により ※粗大ごみは集めないで、事務			車絡く	ださい	
備考	※その他補足内容等を適宜ご言	記入くださ	561			

〔ご注意ください〕

・クリーン作戦実施後10日以内に実績報告書を提出ください

・ごみ袋が余った場合は、事務局へご返却ください

【事務局】
小美玉市環境保全市民会議 事務局 (小美玉市環境課廃棄物対策係)
〒319-0192 小美玉市堅倉835 本庁舎1F
TEL 0299-48-1111(内線 1144 1145) FAX 0299-48-1199
MAIL kankyo@city.omitama.lg.jp

クリーン作戦 実施報告書

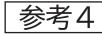
年 月 日(に提出したクリーン作戦計画書について、以下実施したので報告します。
	代表氏名
団体名	TEL
	メール
団体所在地	※担当者の住所でも可
実施日時	年 月 日() 時 ~ 時まで
実 施 場 所	参加者数 人 ※計画と相違する場合地図を添付
実施内容	※主な取り組みの内容を記入(写真などを添付)
ごみ処分方法	 □ 集積所に出した □ 処理施設に自己搬入した(搬入日時: 年 月 日) □ 希望カ所に回収した (回収日時: 年 月 日) ※該当するカ所にチェック
ごみ袋 使用枚数	(燃やすごみ用) <u>枚</u> (不燃・資源ごみ用) <u>枚</u>
活動概況 補足	※活動した内容や関連する事項など

〔ご注意ください〕

・クリーン作戦実施後10日以内に実績報告書を提出ください(下記FAX・メール可) ・ごみ袋が余った場合は事務局へ返却ください

【事務局】

小美玉市環境保全市民会議 事務局 (小美玉市環境課廃棄物対策係) 〒319-0192 小美玉市堅倉835 本庁舎1F TEL 0299-48-1111 (内線 1144 1145) FAX 0299-48-1199 MAIL kankyo@city.omitama.lg.jp



4月から新しいごみ処理が始まりました

令和3年4月から新ごみ処理施設がオープンし、ごみ処理 手数料や分別収集方法等が一部変更となりました。 これまでのお問い合わせ内容から、ご注意いただきたい 点をあらためてお知らせします。

ごみ処理手数料の一部変更内容

市のごみ処理手数料が一部変更となりました。 粗大ごみ等の回収方法を戸別方式に統一しました。

	※変更箇所を太字で表示
項目	内容
	指定袋 45L 10枚入り 200円
燃やすごみ	30L 10枚入り 150円
(可燃ごみ)	20L 10枚入り 100円
	※6月から販売予定です
	シール券 廃止(美野里地区)
粗大ごみ	※4月から使用できません
	還付申請は本庁舎でお受けします
	全地区 大 1,000円
粗大ごみ(生活系)	中 500円
祖人この(生活系)	小 300円
	※申込は各庁舎でお受けします
	収集運搬費:1,500円 (全地区)
 廃家電(4品目)	※処分には,別途,家電リサイクル券
/ 疣豕电(4前日)	が必要です
	※申込は各庁舎でお受けします

処理施設の搬入方法が異なります!

新ごみ処理施設(霞台クリーンセンターみらい)と中 継センターは,受付日時,搬入できるごみが異なります。 搬入の際は,本人核のため,運転免許証などの提示を お願いする場合があります。

また,手数料(生活系Kg/100円、事業系Kg/200円)が 必要です。支払いは自動精算機のため,あらかじめ小銭 をご用意ください。

■クリーンセンターみらい(新ごみ処理施設)

受付日時	月曜日~土曜日(祝日 8時30分~16時30分	日営業)。年末年始除く					
問い合わせ							
霞台厚生施設組合		☎26-0246					
ヒルサイドレイク環境テクノロジー		3356-7280					

■中継センター

受付日時	月曜日~金曜日(祝日休み)。年末年始除く 8時30分~15時30分
持ち込めないもの	燃やすごみ(可燃ごみ)・ペットボトル カン金属,事業系ごみ

問い合わせ 霞台厚生施設組合 ☎48-1571(中継センター直通)



新ごみ処理施設霞台クリーンセンターみらい(高崎地内)

新たな分別リサイクル!

4月から古布,紙パック,草木のリサイクルを開始し ました。また,これまでから分別品目の取扱いが,一部 変わるものがあります。

詳しくは、家庭ごみカレンダーまたはホームページに 掲載する品目別一覧等をご確認ください。

指定容器は正しい方法で!

ごみの種類に応じて適切な指定容器(指定袋,コンテナ, 透明ビニール袋,ひも等)をお使いください。

4月から開始された古布を出す際は,透明のビニール袋 に入れてください(半透明は不可。濡れたものはリサイクル できません)。

指定容器を使用されていない場合は,回収できませんの でご注意ください。

ごみ出しは当日朝8時までに!

4月からの新ごみ処理施設のオープンにあわせて、ご み出し時間が当日朝8時までとなりました。

これまでの回収時間に出された場合、ごみが回収されない場合があります。

また,分別品目や回収曜日が,一部変更となっていま すので,あわせてご注意ください。

問い合わせ 環境課 四48-1111 (内線 1144・1145)

詳細は各ホームページをあわせてご覧ください。





手数料分別

処理施設

地区名【

- ・ごみ集積所には、収集当日朝8時00分までに出してください。
- ・分別ルール違反のごみは回収しません。(違反シールを貼ります)
 ・ごみ集積所は、利用者自らきれいに管理してください。



参考5

	分別の種類	収	集日	頻度	容器	Ű	み	の	種	類
	^{然やすごみ} 可燃ごみ)	(毎週 ・) 曜	週2回	^{燃やすごみ専用袋} 小英玉市 市指定ごみ袋 大45L,中30L,小 20L	 ・紙<ず ・皮革ごみ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 和団(シ) 	・紙おす ・プラス チローノ	むつ・コ スチック ル・草花	ム製品 類 類 ご ・	
	古 紙	(・)週 曜		0 5 5	・新聞・ネ	雑誌・タ	ブンボー		
7	カン・金属	€属 (・)週 月 曜 回			 ・空缶・小型電気製品・電池 ・調理器具・おもちゃ・雑貨品 ・スプレー缶・LED照明器具 など ・スプレー缶・LED照明器具 など 					
ペットボトル		(・)週 曜		לּדעב	・清涼飲料・しょうゆ等調味料 ・酒類・乳飲料用のペットボトル					
	無色ビン	()週 曜		※コンテナサイズ :外寸53×37×3 1cm程度		一升ビ	ンなど	1	8603
ビン	茶色ビン	()週 曜		※コンテナは回収 しやすいよう整理 してください	・ビール ・栄養ドリ		など	N	Noin 1
	その他ビン	()週 曜	月 1		·青,緑, 黒色の				101
ガラス・陶磁器 <mark>蛍光灯・電球</mark>		()週 曜		ġ		・茶わん ・コップ	•板ガラ 1011	5ス など	., 	
						・蛍光灯 ・水銀体	温(温度		ど	₽₽
	古 布	()週 曜	隔月	びついていていていた。 透明ビニール袋	・上着・ジ ・靴下・ジ ・布団カ	シーツ バー等	・カーテ		
紙パック		曜 (数月)		1 回	01 01	・牛乳パ [、] ※ジュ・		み 類パッ:		可 Wint

・作成言語:英語のほか、インドネシア、スリランカ、ベトナム語を予定
 ・作成については小美玉市国際交流協会に協力を依頼



Garbage Disposal Rules

Ogawa A

- Throw away your trash by 8:00 a.m. on garbage day in the garbage disposal area.
- Garbage that violates the sorting rules will not be collected.



• Please keep the garbage disposal area clean.



So	rting Categories	Garbage Collection Day	Occurances	Container	Garbage Category			
Buy 1	urnable Trash 小美正市 法人(名史) 194 AU	Tuesday Friday	T w i c e a W e e k	City Designated Trash bag	 Waste paper ·Seashell · Woodchips Leather ·Daiper ·Rubber Goods Kitchen Waste ·Plastic Case Styrofoam ·Flower Futon Etc. XYou cannot throw out oil as is. 			
	Colorless Bin	First Monday			•Milk Bottle •Colorless Bin Etc.			
B i n	Brown Bin	Second Monday	O n c e		•Beer Bin •Nutritional Drink Bin Etc.			
	Other Trashbin	Third Monday	a	Container	•Blue/Green/Black Bottle Etc.			
Gla	ass, Chinaware	Fourth	M o n t	Container	 •Rice Bowl •Flower Jar •Glass cup •Sheet Glass Etc. ∅ ♦ ∅ ∅ ∅ ∅			
	Light bulbs/ Jorescent light	Monday	h	 *Put this in the container please *Cans and bins put in the burnable trash section will not be collected 	•Light bulbs/ Fluorescent light •Mercury Thermometer Etc.			
F	Plastic Bottle	First/Third Wednesday	T w i c e a		•Soft Drink •Soy Sauce and other seasonings •Alcohol			
	Used Paper	Second/Fourth Wednesday		e a	String	•Newspapers, Magazines •Cardboard ※so then After you tie up your garbage, throw it out please		
	Can/Metal	First/Third Thursday	M o n t h	Container	 Can ·Small Electronics · Battery Cooking Utensils/Tools ·Toy · Miscellaneous Goods ·Spray Can ·LED Lights Etc. 			
	Used cloth	Second Thursday	B i m o n	See-through Plastic Bag	•Coats, Jackets, etc. •Pants • Sweater Under wear •Socks •Sheets •Curtain •Futon Cover Etc.			
Paper package		(Odd numbers months)	t h l y		•Milk Carton/Packs Only *Juice, Alcohol, not Allowed			



A【看 板】不法投棄等





B【看 板】ペット糞後始末



C【その他】啓発備品等

